

電波監理審議会（第953回）議事要旨

1 日 時

平成22年5月19日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

伊丹 俊八

(3) 幹事

中村 伸之（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

吉田電波部長他

4 議 事 模 様

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について （22.3.10諮問第10号）

国際民間航空条約附属書の改正に伴う航空通信関連規定の整備のための標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第473回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について （諮問第21号）

本件は、諮問第22号と関連する事案であったため、諮問第22号と一括して総務省の説明があった。

(3) 周波数割当計画の一部変更案について （諮問第22号）

本件は、諮問第21号と関連する事案であったため、諮問第21号と一括して総務省から次のとおり説明及び質疑応答があった。

なお、諮問第21号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第22号については、諮問第21号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手續を主宰する審理官として伊丹俊八を指名した。

ア 総務省の説明

本件は、オフィス等で使われているデジタルコードレス電話に、新方式を導入するため、関係規定を整備するものである。

コードレス電話は、昭和62年に制度化されたが、現在では、オフィスにおいては平成5年に制度化された1.9GHz帯のデジタルコードレス電話が、一般家庭においては平成15年に登場した2.4GHz帯の小電力データ通信システムを使用するコードレス電話が広く使用されているところである。しかし、現在のものでは、高速化への対応に限界があり、また、2.4GHz帯においては、無線LAN、電子レンジ等が使用されている場合には、コードレス電話を使用することができないことがある状況となっている。

本件はデジタルコードレス電話においてDECT方式（ヨーロッパにおいて規格化された方式）とsPHS方式（PHS方式を拡張する方式）の2つの方式を追加するものである。現行方式は2つの制御チャンネルにより制御するが、DECT方式は1チャンネル当たり1.7MHz幅で5チャンネルを、sPHS方式は2.4MHz幅で4チャンネルを使用することとなっている。この3方式は同じ1.9GHz帯の周波数の電波を使用することとなるが、現行方式は、制御チャンネルが2チャンネルのみとなっていることから、制御チャンネルが使用できなくなったときに、チャンネル全体が使用できなくなってしまうが、DECT方式及びsPHS方式は、それぞれのチャンネルごとに制御チャンネルがあることから、現行方式のものが制御チャンネルを使用している場合には、他の方式のものは使用しないこと、また、他の方式のものがそのチャンネル部分を含む周波数帯を使用する場合においても、通信する前にキャリアセンス機能により確認を行った上で通信を始めることとしている。

また、それぞれの伝送速度については、現行方式は384kbp sとなっているが、DECT方では1.1Mbp s、sPHS方式では1.6Mbp sとなり、高速化が図られることとなる。

新方式の導入にあたっては、免許を要しない無線局として規定を追加し、技術的条件として占有周波数帯幅、空中線電力、空中線利得、キャリアセンス機能等を定め、新方式に基づく無線設備を特定無線設備とするため、関係規定の整備を行うものである。

また、併せて周波数割当計画において、デジタルコードレス電話の無線局の周波数表を定めているため、同表に新方式の周波数を加えるものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 本件により、1.9GHz帯のデジタルコードレス電話が一般家庭においての使用されることとなるのか、との質問に対し、新方式を使用するデジタルコードレス電話は、現行方式のものよりも低価格のものも販売されることが想定されていることから、一般家庭用にも普及が見込まれると考えている、との回答があった。

(4) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ所属特定無線局の包括免許について (諮問第23号)

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対する特定無線局の包括免許について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモから申請のあった第3世代用移動通信システム及び3.9世代移動通信システムを使用する小電力レピータの包括免許についてである。

本件は、3.9世代移動通信システムにおける圏外の解消のために、第3世代移動通信システムと両方に対応した小電力レピータを導入するものである。申請内容については、電波法第27条の4の規定に基づき、周波数の割当てが可能であること、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること、という審査項目について申請内容を審査した結果、全ての項目に適合していると認められたため、免許を与えることについて諮問を行うものである。

(5) その他

伝搬障害防止制度の指定について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)